

委員提出資料

2011. 8. 8

宇宙開発戦略専門委員会委員
安西祐一郎

去る8月1日に事務局あてに提出させていただきました、2011年7月28日付の「宇宙開発利用の戦略的推進のための施策の重点化及び効率化の方針について（専門調査会原案）」への意見、ならびに同意見への事務局からの8月4日付の回答を、8月8日の宇宙開発戦略専門委員会への提出資料とさせていただきます。よろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

「宇宙開発利用の戦略的推進のための施策の重点化及び効率化の方針について（専門調査会原案）」（2011年7月28日付）への意見

安西祐一郎
宇宙開発戦略調査会委員
2011. 8. 1

1. 手続きに関する意見

7月28日付の報告書案は見え消しの形になっている。基になっている文章は7月6日付である。この7月6日版は何なのか理解できない。またその7月6日版に対して修正を施した理由も理解できない。誰が修正したのかも不可解である。6月30日に専門調査会で配布された案に対して同調査会終了後に出された意見を入れて修正したものを座長が了解した版だとすると、その版を委員に送付せずにさらに（誰かが）修正して7月28日版にした経緯は不可解である。

また、6月30日版から7月6日版へ変更と、7月6日版から7月28日版への変更を比べると、変更のトーンがかなり異なっている。その理由も不可解である。

上の点が万一手続きの齟齬だとすれば、それは単なる事務的な齟齬ではなく、ことを内々で運ぼうとするやり方が表に現れたということだと考えられる。大震災の教訓の一つは、何事も合理的に、かつオープンにすることが結局は巨大技術に関する国策を成功させるということであった。この教訓から学ばなければ、宇宙開発は「原子力村」の二の舞を踏む。前から何度も伝えているのはこのことである。

2. 準天頂衛星に関する意見

(1) 準天頂衛星の防災分野への活用について

(A) 2. (2) ③の注意書き

「(注) 準天頂衛星への本機能の付加については、衛星搭載系、送受信端末などについて詳細を詰める必要がある。また、災害時の準天頂衛星を活用した本機能のメリットについては、他の衛星との比較において検討する必要がある。」

を以下のように変更する。

「(注) 準天頂衛星への本機能の付加については、衛星搭載系、送受信端末などについて詳細を詰める必要がある。また、災害時の準天頂衛星を活用した本機能のメリットについては、地上システムや他の衛星との比較において、防災担当の部局において検討する必要がある。」

修正すべき理由：

今回加筆された2. (2) ③の注意書きは、我が国の防災政策上きわめて重要な前提条件であり、準天頂衛星の防災政策上のメリットについては、他の衛星のみならず、地上システムとの比較評価も行うべきである。また、準天頂衛星に防災政策上のメリットがあるかどうかの検討は、宇宙開発関係者だけで行うのではなく、防災政策に責任を有する部署において行うべきである。

(B) 2. (3) ⑤の文面

「2. (3) ⑤発災直後の安否確認・避難誘導・救援・被災地状況の把握、復旧・復興等の各段階において、我が国の災害対応能力の向上（広義の安全保障）に資する。」

を以下のように変更する。

「2. (3) ⑤発災直後の安否確認・避難誘導・救援・被災地状況の把握、復旧・復興等の各段階において、我が国の災害対応能力の向上（広義の安全保障）に資する(注)。

(注) 2. (2) ③の(注)が前提条件となる。」

修正すべき理由：

さきにも述べたように、今回加筆された2. (2) ③の注意書きはきわめて重要な前提条件であり、この前提条件が満たされなければ2. (3) ⑤にある準天頂衛星の意義もないことを明確にしておくべきである。

(2) 準天頂衛星を内閣府が開発・整備・運用するとの記述について

(C)「また、開発・整備・運用主体として内閣府が実施するための体制整備を進めるべきである。」

を以下のように変更する。

「また、開発・整備・運用主体については、本衛星が実利用衛星であることに鑑み、防災機能、安保機能等、準天頂衛星に実際にどのような機能を搭載するのかに応じて、主たる利用者を中心とすることが基本である。仮にどの利用者も主体的に取り組まない場合においては内閣府が実施することも想定し、体制整備を検討するべきである。」

修正すべき理由 (以下に含まれている<事務局への質問>については、事務局から回答をいただきたい。):

実利用衛星については、たとえば気象衛星は気象庁、情報収集衛星は内閣情報調査室、衛星航法補強システムは国土交通省航空局、GPS衛星は米国防総省(空軍)が運用しているが、この体制を変更することは考えにくい。実利用衛星については、このような、主たる利用者を中心とした開発・整備・運用がなされることが基本である。準天頂衛星についても、主たる利用者を中心に開発・整備・運用することが、戦略的にも管理上も優れていると考えられる。

<事務局への質問1> 準天頂衛星の利用者として想定されている関係府省、民間事業者等は、自ら開発・整備・運用する意思がないと考えてよいのか？

<事務局への質問2> 事務局は、それら関係府省、民間事業者等に対して、開発・整備・運用するよう調整を試みたのか？

<事務局への質問3> 調整を試みたのだとすれば、その結果、それら関係府省、民間事業者等が自ら開発・整備・運用する意思はないと回答したのか？ また、意思はないと回答したのであれば、それほどの理由からか。利用する価値が無いからか、他の理由からか？

<事務局への質問4> 主たる利用機関が一つではなく複数存在するのであれば、準天頂衛星初号機の開発が経済産業省、国土交通省、文部科学省、総務省の4省によって行われたように、いくつかの利用機関が共同で事業実施主体に拠出する方法なども考えられるが、そういった方法を検討したのか？ 検討したとすれば、なぜそれを採用しなかったのか？

以上にかかわらず、「準天頂衛星の利用価値は、複数の利用機関から高く評価されており、予算拠出の意思も示されているが、利用機関間の積極的な主導権争いがある」等の特殊事情があるなどの状況を想定してみると) 仮にどの利用者も主体的に取り組まない場合には、内閣府が実施することも想定し、体制整備を検討することを排除するものではない。

その一方で、以前にも理由を付して述べたとおり、内閣府は実施機関としてはふさわしくないと考える。

(3) 準天頂衛星への着手を宇宙開発戦略本部を中心に調整するとの記述について

(D)「上記に着手する（体制整備を含む）ためには、「ペイアズユーゴー原則」に関する閣議決定に従う必要がある。宇宙開発戦略本部を中心に、関係省庁間での所要の調整を進める必要がある。」

を、「宇宙開発戦略本部を中心に、」の文言を削除し、以下のように修正する。

「上記に着手する（体制整備を含む）ためには、「ペイアズユーゴー原則」に関する閣議決定に従う必要がある。また、関係省庁間での所要の調整を進める必要がある。」

修正すべき理由：

準天頂衛星を、本当に意味のある、実効的に利用されるシステムとして整備していくためには、宇宙開発戦略専門調査会の中だけでの議論でなく、幅広い関係省庁を巻き込んだ議論を行うことが必須であると考えられ、今回その趣旨が報告書に明記されたことを多とする。

その一方で、準天頂衛星について「宇宙村」のみで閉じた議論を行うべきではない。

たとえば、防災政策の一環として準天頂衛星を導入すべきであるかについては、防災政策全体の中で優先順位を判断しながら進めることが適当である（政府が7月21日に決定した「東日本大震災からの復興の基本方針骨子」には、現下の我が国に求められている防災政策が網羅的に掲げられていると思うが、この中に準天頂衛星の整備は入っていない）。あるいは、安全保障政策の一環として準天頂衛星を導入すべきかどうかについては、安全保障政策全体の中で優先順位を判断しながら検討すべきである。

したがって、「宇宙開発戦略本部を中心に、」のようにあらかじめ検討の枠組みを狭める記述は削除すべきである。これまでも再三伝えてきたことだが、合理的でオープンな議論がなければ原子力村の二の舞を踏むことになる。

3. その他の意見

(1) 委員は常に真摯に意見を述べているのであり、仮に少数意見であっても、少数意見として報告書に記載すべきである。

(2) 反対意見がある場合は、委員のコンセンサスではなく反対意見もある中で決せられた点を報告書に明確に残すべきである。

以上

安西委員提出意見に対する回答

平成 23 年 8 月 4 日
内閣官房宇宙開発戦略本部事務局

平成 23 年 8 月 3 日付で提出頂いた「宇宙開発利用の戦略的推進のための施策の重点化及び効率化の方針について(専門調査会原案)」(2011 年 7 月 28 日付)への意見」について、以下のとおり回答いたします。

<頂いたご意見>

1. 手続きに関する意見

7 月 28 日付の報告書案は見え消しの形になっている。基になっている文章は 7 月 6 日付である。この 7 月 6 日版は何なのか理解できない。またその 7 月 6 日版に対して修正を施した理由も理解できない。誰が修正したのかも不可解である。6 月 30 日に専門調査会で配布された案に対して同調査会終了後に出された意見を入れて修正したものを座長が了解した版だとすると、その版を委員に送付せずにさらに(誰かが)修正して 7 月 28 日版にした経緯は不可解である。

また、6 月 30 日版から 7 月 6 日版へ変更と、7 月 6 日版から 7 月 28 日版への変更を比べると、変更のトーンがかなり異なっている。その理由も不可解である。

上の点が万一手続きの齟齬だとすれば、それは単なる事務的な齟齬ではなく、ことを内々で運ぼうとするやり方が表に現れたということだと考えられる。大震災の教訓の一つは、何事も合理的に、かつオープンにすることが結局は巨大技術に関する国策を成功させるということであった。この教訓から学ばなければ、宇宙開発は「原子力村」の二の舞を踏む。前から何度も伝えているのはこのことである。

<頂いたご意見に対する回答>

6 月 30 日版から 7 月 28 日版に至る中間段階での修正は、事務局内部の検討過程のものにすぎませんので、7 月 28 日版をについて、ご意見いただければと思います。

<頂いたご意見>

(A) 2. (2) ③の注意書き

「(注) 準天頂衛星への本機能の付加については、衛星搭載系、送受信端末などについて詳細を詰める必要がある。また、災害時の準天頂衛星を活用した本機能のメリットについては、他の衛星との比較において検討する必要がある。」

を以下のように変更する。

「(注) 準天頂衛星への本機能の付加については、衛星搭載系、送受信端末などについて詳細を詰める必要がある。また、災害時の準天頂衛星を活用した本機能のメリットについては、地上システムや他の衛星との比較において、防災担当の部局において検討する必要がある。」

<頂いたご意見に対する回答>

原案のとおりとします。

本機能のメリットについては、政府全体として検討するものであり、防災担当部局のみではないため。

<頂いたご意見>

(B) 2. (3) ⑤の文面

「2. (3) ⑤発災直後の安否確認・避難誘導、救援・被災地状況の把握、復旧・復興等の各段階において、我が国の災害対応能力の向上（広義の安全保障）に資する。」

を以下のように変更する。

「2. (3) ⑤発災直後の安否確認・避難誘導、救援・被災地状況の把握、復旧・復興等の各段階において、我が国の災害対応能力の向上（広義の安全保障）に資する(注)。

(注) 2. (2) ③の(注)が前提条件となる。」

<頂いたご意見に対する回答>

原案のとおりとします。準天頂衛星システムの整備による災害対応能力の向上は、2. (2) ③の(注)に示される双方向通信による安否確認機能のみに依るものではなく、準天頂衛星システムの補完・補強機能による救援・被災地の状況の把握や復旧・復興に寄与するものもあるため。

<頂いたご意見>

(2) 準天頂衛星を内閣府が開発・整備・運用するとの記述について

(C)「また、開発・整備・運用主体として内閣府が実施するための体制整備を進めるべきである。」

を以下のように変更する。

「また、開発・整備・運用主体については、本衛星が実利用衛星であることに鑑み、防災機能、安保機能等、準天頂衛星に実際にどのような機能を搭載するのかに応じて、主たる利用者を中心とすることが基本である。仮にどの利用者も主体的に取り組まない場合においては内閣府が実施することも想定し、体制整備を検討するべきである。」

<頂いたご意見に対する回答>

原案の下の下記(注)書きを記載するようにいたします。

「なお、「開発・整備・運用主体については、本衛星が実利用衛星であることに鑑み、防災機能、安保機能等、準天頂衛星に実際にどのような機能を搭載するのかに応じて、主たる利用者を中心とすることが基本である。仮にどの利用者も主体的に取り組まない場合においては内閣府が実施することも想定し、体制整備を検討するべきである。」との意見が一人の委員から出された。」

<事務局への質問1> 準天頂衛星の利用者として想定されている関係府省、民間事業者等は、自ら開発・整備・運用する意思がないと考えてよいのか？

【質問1に対する回答】

関係省庁からのヒアリングにより自らが所管する予算を活用して自ら開発・整備・運用する意思は示されていない。また、民間事業者においても、過去に準天頂衛星を活用した放送・通信事業を断念して以降、自ら開発・整備・運用する意思は示されていない。

<事務局への質問2> 事務局は、それら関係府省、民間事業者等に対して、開発・整備・運用するよう調整を試みたのか？

【質問2に対する回答】

準天頂衛星開発利用検討ワーキンググループでのヒアリングや事務局による関係府省からのヒアリングを行い、上記の意思を確認している。民間事業者についても、財団法人衛星測位利用推進センター(SPAC)等が自ら開発・整備・運用する意思がないことを表明している。

<事務局への質問3> 調整を試みたのだとすれば、その結果、それら関係府省、民間事業者等が自ら開発・整備・運用する意思はないと回答したのか？ また、意思はないと回答したのであれば、それほどのような理由からか。利用する価値が無いからか、他の理由からか？

【質問3に対する回答】

上記のとおり、関係府省及び民間事業者ともに自ら準天頂衛星システムを開発・整備・運用する意思はないと表明している。その理由は、主に以下のとおり。

●関係省庁

・厳しい財政事情の中で自ら予算を負担して開発・整備・運用をできる状況に無い。

●民間事業者

・測位衛星システムの整備について、他国では政府がシステム全体を構築し、民間に無料で開放しているため、我が国においても政府が公共施設の整備と同様に資金負担すべき。

<事務局への質問4> 主たる利用機関が一つではなく複数存在するのであれば、準天頂衛星初号機の開発が経済産業省、国土交通省、文部科学省、総務省の4省によって行われたように、いくつかの利用機関が共同で事業実施主体に拠出する方法なども考えられるが、そういった方法を検討したのか？ 検討したとすれば、なぜそれを採用しなかったのか？

【質問4に対する回答】

準天頂衛星開発利用検討ワーキンググループの中間報告では、以下の3つの案が示されている。

案の1) 内閣府が一元的に開発・整備・運用を行う。

案の2) 主要な利用省庁のうちの一つが一元的に開発・整備・運用を行う。

案の3) 複数の利用省庁が共同で開発・整備・運用を行う。

案の3については、複数の利用省庁の方針の完全な一致が必要になることから、継続的かつ戦略的・機動的な事業の推進の必要性を踏まえると、適切ではないと判断したもの。

<頂いたご意見>

(D)「上記に着手する(体制整備を含む)ためには、「ペイアズユーゴー原則」に関する閣議決定に従う必要がある。宇宙開発戦略本部を中心に、関係省庁間での所要の調整を進める必要がある。」

を、「宇宙開発戦略本部を中心に、」の文言を削除し、以下のように修正する。

「上記に着手する(体制整備を含む)ためには、「ペイアズユーゴー原則」に関する閣議決定に従う必要がある。また、関係省庁間での所要の調整を進める必要がある。」

<頂いたご意見に対する回答>

原案のとおりとします。

「宇宙開発戦略本部」は、全閣僚をメンバーとする会議であり、「宇宙開発戦略本部を中心に」とは、本部及び本部構成員たる関係省庁における検討を含むものであり、幅広い関係省庁における様々な観点からの検討を踏まえた調整を念頭に置いているため。

以上